

料金後納
郵便

親展

重要なお知らせ

年金に関するお知らせ

差出人



日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505
東京都杉並区高井戸西
三丁目5番24号



開封前にあて名をご確認ください。

このお知らせを受け取られた方が、あて名記載の受取人でない場合は、開封せず、「誤配」と記入し、郵便ポストに投函してください。

裏面①からゆっくりていねいに開いてご確認ください。
水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。

年金加入期間確認のお願い

- このお知らせは、基礎年金番号に登録されている年金加入期間では、年金を受け取るために必要な期間（10年：120カ月）※が確認できない方に送付しています。お客様の現在の年金加入期間では、年金を受け取ることができない状態です。

※詳しくは裏面「年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）」をご確認ください。

ご相談ください

- 右の表に記載のない年金加入期間がある場合、または裏面に記載した「受給資格期間に含むことができる期間」、「年金の社会保障協定」に該当する期間がある方は年金事務所、街角の年金相談センターにご相談ください。
- 受給資格期間を満たしていない方は、60歳から70歳までの間、国民年金に任意で加入することができます。年金事務所にご相談ください。

【受給資格期間をすでに確認いただいている方へ】

裏面「受給資格期間に含むことができる期間」を算入して受給資格期間を満たした方には、年金請求書の事前送付ができませんので、年金を受け取る際は、年金事務所、街角の年金相談センターで手続きしてください。

年金加入期間

基礎年金番号

までの年金加入期間です。

※ 国民年金加入期間（納付済の月数）については、情報が反映されるまで日数がかかるため、月数に不足が生じる場合があります。ご容赦ください。

厚生年金保険加入期間（注1）	カ月
船員保険加入期間（注1）	カ月
国民年金加入期間（納付済の月数）	カ月
//（全額免除該当の月数）	カ月
//（4分の3免除該当の月数）	カ月
//（半額免除該当の月数）	カ月
//（4分の1免除該当の月数）	カ月
//（学生納付特例該当の月数）	カ月
//（納付猶予該当の月数）	カ月
//（任意加入未納の月数）（注2）	カ月
//（特定期間の月数）（注3）	カ月
共済組合等加入期間（注4）	カ月
▶ 年金加入期間合計	カ月

注1 坑内員としての厚生年金保険の加入期間や船員保険の加入期間は、昭和61年3月までは、加入月数を3分の4倍、昭和61年4月から平成3年3月までは、加入月数を5分の6倍して計算しています。

注2 任意加入未納の月数は、国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない月数を表示しています。任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

注3 特定期間の月数は、本来第1号被保険者である期間が第3号被保険者として管理されていたため、届出をいただいた月数を表示しています。

注4 共済組合等加入期間は、老齢基礎年金の対象期間である20歳以降の期間を表示しています。

年金相談に関する一般的なお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！

『ねんきんダイヤル』  **0570—05—1165**

●050から始まる電話でおかけになる場合は、**(東京)03—6700—1165**

<受付時間> 月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は『**予約受付専用電話**』へ！

『**予約受付専用電話**』  **0570—05—4890**

●050から始まる電話でおかけになる場合は、**(東京)03—6631—7521**

●年金事務所等の窓口で年金請求の手続きや、受給している年金についての相談を希望される方は、ぜひ、予約相談をご利用ください。

<受付時間> 月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15

※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

- 代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は電話がつながりにくくなっております。予めご了承ください。
- おかけ間違いには、十分ご注意ください。

日本年金機構ホームページもご利用ください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

- 全国の年金事務所の所在地と電話番号などが確認いただけます。
- 年金に関する基礎知識や、「年金Q&A」がご確認いただけます。

年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)

次のいずれかの加入期間があれば、老齢給付の受給資格期間を満たします。

- 国民年金の保険料納付済月数と免除月数、厚生年金保険(船員保険を含む)、共済組合等の加入期間および合算対象期間(カラ期間)の合計が10年(120カ月)※以上であること。

※老齢給付の受給資格期間を満たした場合であっても、遺族基礎年金・遺族厚生年金を受け取るためには、原則として、亡くなられた方の受給資格期間が25年(300カ月)以上あることが必要です。

受給資格期間に含むことができる期間

表面の「年金加入期間」には記載されていませんが、次の期間
は受給資格期間に含めることができます。

①合算対象期間(カラ期間)

年金を受け取るために必要な加入期間として算入されますが、年金額の計算には含まれない期間です。
20歳～60歳未満の主な例として次の期間があります。

- ・昭和61年3月までの間で厚生年金保険や共済組合等の加入者の配偶者であった期間
- ・海外に在住した期間
- ・平成3年3月までの間で学生であった期間

②基礎年金番号以外の年金手帳番号で加入していた期間

③第3号被保険者の未届出期間

国民年金の第3号被保険者の届出がなく、保険料納付済期間とされていない期間
(届出をすることで、第3号被保険者期間となります。)

【例】合算対象期間(カラ期間)

厚生年金保険 2年	海外在住期間※ (年金制度未加入) 35年	国民年金 3年
▲	20歳	60歳
受給資格期間：2年+35年+3年=40年		

<解説>

年金に加入していた期間は、「厚生年金保険2年」「国民年金3年」の5年ありますが、この期間のみでは、受給資格期間を満たすことはできません。

しかし、海外に在住していた期間が35年あります。この35年間は、年金制度に未加入ですが、合算対象期間(カラ期間)として受給資格期間に算入できることから、合計40年となり、受給資格期間を満たすことができます。

※「海外在住期間」は、次の社会保障協定国に該当しない場合でも、合算対象期間(カラ期間)として受給資格期間に算入できます。

年金の社会保障協定

- 下記の協定相手国で働いていた期間がある方は、社会保障協定により、それぞれの年金加入期間を相互に通算することができます。これによって日本か、相手国、いずれかの年金を受け取ることができる場合があります。

令和4年6月現在の社会保障協定国は次のとおりです。

ドイツ アメリカ ベルギー フランス カナダ
オーストラリア オランダ チェコ スペイン
アイルランド ブラジル スイス ハンガリー インド
ルクセンブルク フィリピン スロバキア フィンランド
スウェーデン

- 詳しくは、日本年金機構ホームページ「社会保障協定」のコーナーをご覧ください。

社会保障協定

検索

① 水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください。